

会 議 録

会議の名称	令和6年第13回 白岡市教育委員会定例会		
開催日	令和6年11月14日（木）		
開催時間	午前9時00分 開会 ・ 午前11時09分 閉会		
開催場所	白岡市役所 4階 特別大会議室		
教育長の氏名	横 松 伸 二		
出席者（委員等）の氏名	横 松 伸 二 山 崎 美佐江	和 田 玲 子 小野目 如 快	
欠席者（委員）の氏名	福 永 肇		
説明員の職・氏名	教育部長 教育総務課長 参事兼教育指導課長 生涯学習課長	長 谷 川 亘 高 垣 秀 樹 蓮 見 宣 宏 小 船 伊 純	
事務局職員の職・氏名	教育総務課主幹	神 田 晶 子	
点検評価員	板 垣 時 夫		
会議次第	1 開会 2 日程第1 会議録署名委員の指名 3 日程第2 委任事務等報告事項 第1 区域外就学について 第2 就学すべき学校の指定の変更について 第3 令和6年度就学援助の認定について 4 日程第3 議案第22号 令和6年第5回（12月）白岡市議会定例会提出条例案に係る意見聴取について 議案第23号 令和6年第5回（12月）白岡市議会定例会提出条例案に係る意見聴取について 議案第24号 令和6年第5回（12月）白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について 議案第25号 令和6年第5回（12月）白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について 議案第26号 白岡市立大山小学校統廃合に伴う学用品等		

	支給要綱（案）の制定について 議案第 27 号 白岡市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について 議案第 28 号 白岡市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について 5 日程第 4 その他の事項 その他 1 10 月の教育委員会諸事業結果報告について その他 2 文化講演会について 6 閉会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	2 人

1 開 会

教育長 出席委員 4 名、定足数に達しており開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

教育長 市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、山崎委員及び和田委員を指名した。

教育長 委任事務等報告事項のうち、報告事項第 1、第 2 及び第 3 は個人情報を含むため、また日程第 3 の議案第 22 号、第 23 号、第 24 号、及び第 25 号の各議案については、意思決定過程に関する情報のため、非公開で行いたいが如何か。

委 員 (異議なし)

教育長 異議なしと認め、非公開とする。審議の順番を変えて公開案件からとする。

4 議事

※議事に入る前に、次第について、「議案第 26 号 白岡市立大山小学校統廃合に伴う学用品等支給要綱（案）の制定について」に修正する。

【上 程】

教育長 議案第 26 号 白岡市立大山小学校統廃合に伴う学用品等支給要綱（案）の制定について、提案理由等の説明

を求める。

【説 明】

（議案第 26 号について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

A 委員

体育着や帽子は必要性が高いので挙がっていると思うが、上履きや体育館シューズはそのまま大山小学校のものをを使うということか。

また、学校ごとに統一かは不明だが、学年ごとに求められる、例えば、生活科で使う黄色い斜めがけの校外学習セットや学級費で買うファイルなど、一括購入だと思うが、そのような細々した用品については、違っても、お古でも大丈夫としてリストに挙がらなかったのか等、選定の流れを聞きたい。これで充分ということか。

参事兼教育指導課長

上履きは、西小学校では学年ごとの色がなく、大山小学校で使っているものがそのまま使える。探検バッグについては、機能は同じなので、それを使わず捨てて新たに買うのは違うと考えた。基本的には、学校名が入っていて買い替えが必要なものについては新たに市が準備するものとした。

B 委員

体操着の上下などは挙がっていて、他の候補もあったと思うが、選定に当たり両校の学校長や P T A で話し合っ

参事兼教育指導課長

て必要なものを決めたのか。
転入してきた子供や保護者に説明する資料を参考に、また、学校名が入っているものを聞いて決定した。中学校であれば制服というように、他の自治体の要綱なども参考に、これらの品目に決定した。

B 委員

教育委員会事務局で必要なものを決めて、大山小学校や西小学校に提示し、意見を聞いたのか。

参事兼教育指導課長

何が欲しいかは聞いていないが、支給予定の品目をお知らせして、特に何もなかったので決定した。

C 委員

西小学校以外の学校の希望があったと思うが、同じようなものを補助していただけるのか。

参事兼教育指導課長

他の学校でもこのリストにあるものを購入して支給する予定である。

【承 認】

（質疑応答後、全員異議なく承認）

【上 程】

教育長

議案第 27 号 白岡市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について、提案理由等の説明を求める。

【説 明】

(議案第 27 号について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

(質疑なし)

【承 認】

(全員異議なく承認)

【上 程】

教育長

議案第 28 号 白岡市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について、提案理由等の説明を求める。

【説 明】

(議案第 28 号について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員

就業時間など、元々の労働契約書があつて、こういう働き方がしたいという、その人に合った個別の働き方を自分から申請するものなのか。

参事兼教育指導課長

そのとおりである。該当の職員が校長に、このような働き方をしたいと相談し、申請を行い、校長から教育委員会に書類が提出され、教育委員会で認可を行うものである。

A 委員

学校長側としては、本来こういう業務をやってほしいと期待している計画の運営に支障がある場合もあると思う。何らかの学校運営に支障をきたす場合が想定されていると思うが、申請してもらいたくないなどを理由に、申請をしても認めれないとか、協議をして別の形にしてから申請してもらおうとか、そういう擦り合わせがあつての最終形態としての申請なのか。

参事兼教育指導課長

部分休業は、一定の期間をその働き方でするというもので、その期間はすべてその働き方をするというものである。年度当初に申請するものとなっている。60歳を超えても定年前の職員のため、休暇制度は他の職員と同じである。親の介護など急に出てくるものは、別の、介護休暇などを使う。例えば朝 2 時間遅く来るなどは予めよく相談をして、計画的に取ることを申請するものである。急に取るものではないので、事前に該当職員に周知

し、校長に相談の上、申請を出してもらうことになると思う。

A 委員

突然用事等があつての休みは有給休暇で対応し、年度当初であれば対応できるが、これを利用するような事態は突然起こることもあると思う。

例えば今頃、部分休業を取る事態が起きた場合、来年度から取るようにしてくださいとか、申請本人のやむを得ない事情等を配慮すると難しい内容だと思う。来年度からなら人材を手当てできる、そこまではできないというようなことが想定されるが、運用に当たり、周知徹底をしないと混乱するのではないか。

参事兼教育指導課長

いきなりは認められない。定められた申請時期に申請したものが認められる。介護や自身の病気は適用できる休暇や休業を活用していく。その上で、2分の1までは休めるものなので、県はそれに応じて人を充てることはできる。1人任用しても半分は休みなので、学校としては成り立たないため、県の制度で半分以上を充てることはできる制度である。

始まったばかりの制度なので、県が今後どのように運用するのかについての推移は見ていく。

A 委員

制定の時に文言をきちんと定めないと、運用の時に混乱を来すと思う。服務規程の文言が正確に盛り込まれていないような気がする。それともあまり細かく規定せず弾力的に運用を目指しているのか。

例えば、申請書の提出期限が書かれていないので、何らかの文言がないと分かりにくい。個人的に困難な状況になることはあるものなので、文言に書いてあれば申請側は期限に則って申請し、受け取る側も期限外なら拒否できる正当な根拠となるが、入っていないので文言に不安がある。

参事兼教育指導課長

こちらの規程の改定は埼玉県教育委員会のものを参考にしている。県から情報提供があり、それを基に改正を行っている。細かいものは別に定める運用となっている。時期を定めるので、急に部分休業を取りたい場合は認めない運用になると思う。

教育長

補足する。参考資料の新旧対照の表の第17条の14

に、教育長が別に定めることとなっている。60歳で役職定年になり、定年が延長されている。翌年どういう勤務形態にするかを、前年度の通常は秋口には希望を取るもので、その時まで希望を出すこととなっている。よく言う文言であり、年度途中で申請ができないものとなっている。希望を出さなければ、急には認められない。その年度は認めないが、どうしてもという時は、現役の職員と同様、通常の勤務形態をとってもらい、別の制度を利用してもらう。

A 委員

第17条の14の「教育長が別に定める」に内包されているということか。

教育長

例えば翌年度について、60歳以上で任用を希望する際に、どのような勤務形態が良いかについて11月30日までに出示してもらう。その申し出により配置を決めるので、それまでに申請がなければその勤務体系では勤務できない。折り合いがつかない場合は勤務できないこととなる。また、期限を過ぎて、やっぱりこうして欲しいという申請は後からは受け付けない。期限が過ぎてからは申請できない規程となっている。

A 委員

申請したい場合は申請すると思うが、申請したものを解除したり変更したりしたい場合、再申請や取り消しなどができるのか。受付自体は1年単位で、取り消さない限りその申請は次の年も有効ということか。

また、教育長が定める日まで、というのが分かりにくく、学校が年度で動いているのでそのようにも解釈できるが、教育長が定めるまでに、ではなく、定める期間内に等、もっと厳密に制定しないと1年ごとになっていることがこの文言だと弱い気がする。

これで問題なく運用されているのであれば良いが、一般的にはそういう感じがした。あいまいでいちいち質問する等、制度が定着するまでに時間がかかるのであれば、文言整理をした方が良くと思った。

教育長

本人へ通知する際はそのようにわかりやすくする。

参事兼教育指導課長

勤務規程は県内の自治体どこもこの書き方で、教育長が定める日、としていると思う。この日までに出示してくださいということなので、締め切り日であるため、わか

りにくくはないと思う。

教育長

希望者には誤解や勘違いがないよう、通知等ではわかりやすく通知したいのでご理解いただきたい。

【承 認】

(質疑応答後、全員異議なく承認)

5 その他の事項

その他 1 10月の教育委員会諸事業結果報告について

その他 2 文化講演会について

【説明】 (生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

B 委員

他の諸事業の参加人数はすぐわかるが、ハンズ・オン・デイは企画展示であるため、記帳をしての人数把握か。

生涯学習課長

この日は午前10時からと午後2時からの2時間ずつ解説を行ったので、そこに来られていた方の人数をカウントしている。

B 委員

ふらっと来ていて記帳しない方もいるのではないか。

生涯学習課長

通常は、展示を自由に見ていただき、任意に記帳していただいている。この日は職員が常駐し解説を行ったため、お立ち寄りいただいた方を人数にカウントした。

山崎教育長職務代理者

ハンズ・オン・デイで、職員から展示についての解説がある日には、図書館にいらっしゃった方に、入口などで、再度、案内をしているのか。

生涯学習課長

ハンズ・オン・デイは毎月第3土曜日を展示の日としているため、この10月19日の企画展では展示解説を行うことをホームページで周知している。チラシでも、何時から職員が解説することを明記している。このため、展示解説を目的に来庁した方もいるし、たまたま図書館に来ていたので立ち寄られた方もいる。

C 委員

31人という人数はちょうど良いのか、それとも、もっと来て欲しいと思っているのか。

生涯学習課長

我々としては1人でも多くの方に来ていただきたいと思っている。興味があるのがどういうものか、どの程度学芸員が解説するかによっても人数は異なるので、個別に内容を聞きたい方にはハンズ・オン・デイ以外にも、御要望により説明を行っている。多くの方に来ていただきたいが、どの程度の人数が妥当かについては計り知れないところも

あるため、ご容赦いただきたい。

C 委員

もっと来ていただきたいという思いがあるのであれば、事前に予約した方だけでなく、たまたま図書館に来ていただいた方に、当日チラシなどをお渡しして、お誘いするなど、集客方法の工夫も必要だと思う。大変良い企画なので、是非たくさんの方々に知っていただき、参加してほしいと思う。

A 委員

文化講演会に参加させていただいた。歌が素晴らしく、感動した。マイクからの声量がすごく、防音されているとは言え、隣が図書館で、静かに読書を楽しみたい方に音が漏れていなかったか心配した。

また、市民ハイキングの企画は良いと思う。参加費はいくらだったか。

生涯学習課長

まず、文化講演会についてだが、複合施設のため、図書館と同じ建物の中でコンサートを行うことに不安を感じていたが、音量メモリの調節について、事前に講師と綿密に打合せを行った。少々音が漏れたが、ご理解、ご納得いただける音量であり、図書館利用者からの苦情はなかったので、大丈夫だったと思う。これからも配慮を行い、開催させていただく。ご心配をおかけした。

市民ハイキングについてはバスを借り上げて、参加者皆で行った。参加費は、1人3,500円である。昼食や飲み物は各自持参であった。アンケートには、格安で、市役所から行けたので、気軽に楽しめたというような内容だった。こういう事業は継続していきたいと考えている。

C 委員

音量について、この会場でコンサートを開催する場合は、音が少し漏れてしまうのは、仕方がないのかもしれない。コンサートの案内をする時や当日に、少し音が漏れるということをお知らせしておけば良いと思う。図書館での静寂を求める方は、その日時を避けて、来館して頂けると思う。

A 委員

張り紙などがあれば、たまたま図書館に来た人や図書館に静寂を求める人、音に敏感な人に何かしらのアナウンスになるので、予め周知していれば、音に対する耐性ができてると思う。微量な音だったとしても、事前のお知らせがあると良いと思う。

【承

認】

(質疑応答後、全員異議なく承認)

(傍聴人退席、休憩後再開)

3 委任事務等報告事項(教育長報告)

第1 区域外就学について

第2 令和6年度就学援助の認定について

【説明】 (報告第1及び2について、教育部長が概要を説明し、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】 ~非公開案件につき内容省略~

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

第3 令和6年度就学援助の認定について

【説明】 (報告第3について、教育部長が概要を説明し、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】 (質疑なし)

【承認】 (異議なく承認)

4 議事

【上程】

教育長

議案第22号 令和6年第5回(12月)白岡市議会定例会提出条例案に係る意見聴取について、提案理由等の説明を求める。

【説明】 (議案第22号について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員

一般的な学校薬剤師の仕事内容を教えていただきたい。

参事兼教育指導課長

職務としては、水質検査、校舎の明るさの調査、二酸化炭素等の濃度の調査、保健室の布団のダニの調査、プールの水質検査のほか、学校保健委員会も出席しご指導いただいている。

【承認】 (質疑応答後、異議なく承認)

【上程】

教育長

議案第23号 令和6年第5回(12月)白岡市議会定例会提出条例案に係る意見聴取について、提案理由等の説明を求める。

【説明】 (議案第23号について、教育部長が概要説明を行い、

参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

B 委員

新旧対照表で、「旧」の 22 号級から 29 号級までは、「新」では削られている。関係性を知りたい。

教育長

県の給与表を使っており、それを使用すると上限を超えてしまうので、22 号級以上をまとめたため号級数が減った。敢えて表にするならば、22 号級以上は 279, 100 円がすべての欄に入ることとなる。定年退職後の教職員の額が 279, 100 円で上限であるため、それと同額である。

経験年数があっても金額は打ち止めとなる。ある年齢で、これ以上は上げない給与表となっている。

【承認】

(質疑応答後、異議なく承認)

【上程】

教育長

議案第 24 号 令和 6 年第 5 回 (12 月) 白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について、提案理由等の説明を求める。

【説明】

(議案第 24 号について、教育部長が概要説明を行い、各課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

B 委員

体育館とアリーナに大規模空調を入れるということだが、エアコンの稼働は、来年の夏の冷房からと考えてよいか。

教育総務課長

稼働は、令和 8 年 4 月頃を予定している

B 委員

大体の見込みで、年間の電気量を算出しているか。

教育総務課長

金額の算出は現在業者が行っているが、学校 10 校で 1, 500 万円程度と想定している。

体育館一つで考えた時、避難所となる想定もしており、電気が使えない時にガスが使えるよう、方式は電気とガスのハイブリッド式で考えている。その方式により年間 10 校で 1, 500 万円と想定している。

C 委員

ガスは、この辺りではプロパンガスか。

教育総務課長

LPG ガスの導入を考えているので、プロパンガスである。

B 委員

英語補助員の減額について、当初の見込より雇う人が

少なくて減額になったのか。

参事兼教育指導課長

上限額としてプロポーザルを行い、想定より低い金額で契約を結んだため、その額で支払いが確定したので減額したのであり、質が落ちた訳ではない。

【承認】

(質疑応答後、異議なく承認)

【上程】

教育長

議案第25号 令和6年第5回(12月)白岡市議会定例会提出議案に係る意見聴取について、提案理由等の説明を求める。

【説明】

(議案第25号について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C 委員

理由のところが聞き取れなかったもので、なぜこのような手続きにするのか、理由について説明を再度お願いしたい。

教育総務課長

なぜ移管するかの必要性についてだが、地域振興等の関連事業を、より機動的かつ一体的に推進することが目的であり、市長の賑わいづくりや街づくりを一体的に推進していきたいという考えの下、提案をしているものである。

C 委員

具体的にわかりやすく説明していただきたい。

教育部長

マラソン大会や文化講演会など、市を挙げてのイベントに対し、市長部局に移管して、シティプロモーションの一環として盛り上げていきたい。教育委員会にあると、教育委員の伺う必要があり、市長部局で市長自らがシティプロモーションをやりやすくする観点で、切り離せるスポーツ部門と文化部門については、切り離すものである。

教育長

教育委員会が行うと、教育の観点からとなるが、イベントとして楽しく自由に実施できるようにしようというもので、自由度が高くなるものである。街づくりの一環や観光と結び付けてやろうというイメージである。

埼玉県でも、保健体育は教育委員会だが、スポーツは市長部局に移っている。ワールドカップサッカーなど、イベント的なものは知事部局で実施している。サッカー

場を作るときも、教育が造ると人材を教育部局に異動させたりしているが、最初から市長部局で行うことで、街づくりの一環で機動的・一体的に動けるが、教育委員会では、理由付けが必要となるので機動的には動けない。

C 委員

理解した。

B 委員

スポーツが市長部局に移って、その結果、条例ではこのように文言が書き変わるとのことだが、異動する仕事はこの中に入っているのか。

教育長

実際は組織規則に入ってくる。何課に何の仕事をやらせるかは市長が別に決める。教育委員会の中にあった仕事を市長部局に移すことを決めるのがこれである。市長部局の中で、何課が何の仕事をするのかについては、3月に市長が決裁することになる。

この後に細かい調整があり、教育委員会の規則の中から生涯学習課が行うことを外さなければならない。3月までには変更し、スポーツと文化振興に係る部分を削る。4月1日から実行されるので、それより前に改正すればいつでも良い。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会がやるとなっているので、市長部局がやるのであれば、まずは市長部局でやることを条例で決める必要がある。

近隣では、加須市で、また吉川市でも数年前に変わった。埼玉県も10年くらい前に変わった。全国的にこの動きがある。

【承 認】

(質疑応答後、異議なく承認)

5 閉 会

教育長

以上をもって閉会を宣言する。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議 事 録 署 名 委 員

議 事 録 署 名 委 員